

(案)
造林事業請負契約書

- 1 事業名 8年度渡島署【森地区その2】保全整備造林第5号
- 2 事業場所 渡島森林管理署 2108林班 ろ小班外
- 3 事業量 地拵(大型機械) 6.64 ha
植付 0.12 ha (263本)
植付(コンテナ苗) 0.51 ha (1,053本)
立木伐倒 6.64 ha
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から令和8年10月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の 保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払 分の 以内	第35条第1項
	中間前金払	第35条第3項
○×	部分払 回以内	第38条
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあたっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定 場所	引渡予定月日
スギコンテナ苗	150cc	1,053本	現地渡し	令和8年9月1日から 令和8年10月31日の うち合計7日以内
スギ裸苗	1号	27本		
カラマツ裸苗	1号	236本		

8 特約事項

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している国有林野事業造林事業請負契約約款（本事業の契約日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 北海道二海郡八雲町出雲町13-4
氏名 分任支出負担行為担当官
渡島森林管理署長 印

請負者 住所
氏名 印

特記仕様書

1、検定林の造成について

8年度渡島署【森地区その2】保全整備造林第5号においては、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所 林木育種センター 北海道育種場（以下、「研究機関」と言う。）の協力のもと、一般次代検定林、地域差検定林（併せ以下、「検定林等」と言う。）を造成する。これにあたり、下記の特記仕様を定める。

記

1 検定林等の設定位置、等

七飯担当区 2108 林班（以下、本仕様書で言及する林班はすべて 2108 林班であり、林班名は省略する。）ろ 小班内、設計図書にて示す位置に設定する。以下便宜上、「検定林等」とは、この設定区域のことも併せ示す。

さらに、この区域を除くろ 小班、及び、同小班と隣接するそ 小班の全域とを合わせた事業区域を、「検定林外」と称する。

2 「関係者」の範囲

本仕様書において「関係者」とは、研究機関の検定林等担当者、森林管理署造林事業担当者、監督職員、現場代理人、または各々の職務を代行、補助する者、を言う。

同様、「関係者間で調整する」とは、関係者の全員または一部がてきぎの機会、手段により事業実行上の必要な事項について取りまとめ、その内容について全員が共有すること、を言う。

3 地拵および立木伐倒

(1) 検定林等における作業

①留意点等

地拵で生じる刈払物、立木伐倒を実施した伐倒木、末木枝条、その他、植付の際に支障となるものは、検定林等の区域から可能な限り撤去するものとする。

区域標示については、作業中の移動、損傷等はやむを得ないものとする。

②作業完了後の予定

研究機関により、現地において、所定の準備作業が予定されている。

③関係者間での調整

作業開始前に、また実行中も進捗状況に応じて、関係者間で調整する。

(2) 検定林外での作業

刈払物等を整理する際、検定林等の外周には集積しないこと。具体的な扱いは、監督職員と現場代理人とで協議する。

4 支給材料

検定林等に植栽する苗木は、発注者が研究機関から受領したものを、約款第 15 条の支給材料として、発注者から請負者に支給する。

引渡の場所、時期、その他細部については事前に関係者間で調整する。

5 植付

(1) 着手時期

上述 3 - (1) - ②で挙げた準備作業を経てから、植付に着手すること。

(2) 仕様の詳細

研究機関の指導のもと、設計図書で示す仕様により実行する。

前項 (1) も含め、細部については事前に関係者間で調整する。

2、熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

(1) 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

(2) 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

①真夏日：日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

②事業期間：事業着手日から事業終了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇分として 6 日間、7 月、8 月又は 9 月を含む事業では夏季休暇分として 3 日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

③真夏日率：事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

(3) 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

(4) 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

(5) 請負者は、事業完了届の提出前にあらかじめ監督職員へ計測結果の資料を提出する。

あわせて、事業終了の見込み日を提示して発注者と協議を行い、事業終了のみなし日を設定する。

なお、当試行に取り組んでいた場合で、例えば「真夏日」が「0 日」だったなど、計測結果の提出がなかった場合は請負金額の変更は行わない。

(6) 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^{\ast}$$
 ※補正係数は 1.2 とする。

(7) 当試行による変更契約は最終変更契約で行うことから事業の進捗に留意すること。

3、安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

- (1) 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
- (2) 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
- (3) 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
- (4) 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
- (5) 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
- (6) 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。合わせて、事業終了の見込み日を提示して発注者と協議を行い、事業終了のみなし日を決めるものとする。
- (7) 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
- (8) 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。
- (9) 当試行による変更契約は最終変更契約で行うことから事業の進捗に留意すること。

事業内訳書

植付

8年度渡島署【森地区その2】保全整備造林第5号

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積 (ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
七飯	2108 ろ	新植 植付	スギ	0.01	0.01	27	1	2.0	2.0	1	R8.9.1	R8.10.31	検定林等 苗木支給
七飯	2108 ろ	新植 植付	カラマツ	0.11	0.11	236	1	2.0	2.0	1	R8.9.1	R8.10.31	検定林等 苗木支給
		新植 植付計		0.12	0.12	263							
		七飯計		0.12	0.12	263							
合計				0.12	0.12	263							

事業内訳書

コンテナ苗植付

8年度渡島署【森地区その2】保全整備造林第5号

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
七飯	2108 ろ	新植 コンテナ苗植付	スギ(コンテナ苗)	0.51	0.51	1,053	1	2.0	2.0	1	R8.9.1	R8.10.30	検定林等 苗木支給
		新植 コンテナ苗植付 計		0.51	0.51	1,053							
		七飯 計		0.51	0.51	1,053							
合計				0.51	0.51	1,053							

設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、図面）については、本事業の契約日現在に交付したものとします。